

# 2004年度 民事訴訟法講義

1

関西大学法学部教授  
栗田 隆

## 第1回 序論

- 民事訴訟手続の位置付け
- 判決手続の概略

T. Kurita

2

## 市民法の基本原則

1. 個人の人格の自由と平等
  2. 所有権絶対の原則
  3. 当事者自治の原則
  4. 過失責任の原則
- いわゆる市民法の3原則は、1から3の原則、ないし1を当然の前提として、2から4の原則を指す。

T. Kurita

3

## 自力救済の禁止と権利実現制度

- 個人が自由に活動し、その成果を享有することができる社会が維持されるためには、所有権や契約上の権利を保護し、それを強制的に実現する道が用意されていなければならない。
- 国家は、自力救済を禁止し、権利を強制的に実現する制度を設営することにした。
- 国家は、裁判所を設け、この制度の運営に当たらせた。

T. Kurita

4

## 民事訴訟制度

- 私人間の一定の権利関係あるいは法律関係をめぐる争いを国家が強制的に解決する制度は、民事訴訟制度と呼ばれ、その中核となるのは、判決手続である。
- 判決手続を規律する主たる法規
  1. 民事訴訟法（平成8年成立・平成10年1月1日施行）
  2. 民事訴訟規則

T. Kurita

5

## 民事訴訟制度の目的

1. 法的利益の保護（権利の保護）
  2. 紛争の法に従った解決（紛争の解決）
  3. 法秩序の維持
  4. 公平な論争の場の提供
- この講義では、伝統的な考えに従って、訴訟制度の目的を「権利の保護」または「紛争の解決」と見ることにする。

T. Kurita

6

## 設例 - 公平な論争の場の提供

- ある大学の通信教育課程において、学生にレポートの提出が義務づけられており、学生が提出したレポートは教員が一定期間に添削して返却すべきものとされていた。
- ところが、期限内に返却されないことが度重なったため、学生が事務室に抗議したところ、「先生からまだ返されていません」、「あんたがここでいくら言っても無駄さ」といった返答がなされた。
- 学生は、やむなく債務不履行を理由に損害賠償の訴えを提起した。

T. Kurita

7

## 民事訴訟制度の目標（2条）

- 紛争の迅速で安価な解決
  1. 財産上の紛争については、争われている利益以上の費用がかかるのでは、紛争解決を求める意味は小さい。
  2. 裁判の迅速化は、経済の発展と国民の生活の快適化のために必要である。
- 紛争の適正で公平な解決 実体法により各人に認められた利益が紛争解決手続を通して奪われるのでは、勤勉に働く者が報われるべきであるとの社会原則が維持されない。

T. Kurita

8

## 目標達成のための裁判所と当事者の義務

- 上記の二つの要請の実現に努力することは、裁判所の義務である（2条前段、[迅速化法6条](#)）。
- 当事者にもその実現に協力する義務がある。当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない（2条後段、[迅速化法7条](#)）。

T. Kurita

9

## 当事者以外の者の訴訟協力義務

- 証言義務（190条）、文書提出義務（220条）、検証物提出義務（232条2項）
- 著作権（複製権）の制限 当事者や裁判官は、裁判手続のために必要な範囲で他人の著作物を複製することができる（[著作権法42条](#)）。

T. Kurita

10

## 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法）

- **目標** 第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させる。（2条1項）
- **目標の達成方法**（2条2項）
  1. 裁判所における手続の整備
  2. 法曹人口の大幅な増加
  3. 裁判所及び検察庁の人的体制の充実
  4. 国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等
- **検証**（8条）

T. Kurita

11

## 行為の連鎖としての訴訟手続と異議権（90条）

- **行為の連鎖** 訴えの提起から判決に至るまでの訴訟手続において、当事者と裁判所の様々な行為が連なって訴訟手続を構成する。後の行為は、前の行為が有効であることを前提にする。
- **当事者の異議権** 当事者は、訴訟手続規定に反した訴訟行為に異議を述べて、是正を求めることができる。
- **異議権の喪失** 当事者が訴訟手続規定の違反を知り、又は知ることができた場合に、遅滞なく異議を述べないと、異議権を失う（90条本文）。但し、公益あるいは当事者の利益保護に関する重要な規定の違反については、遅滞なく異議を述べないことを理由に異議権を失うことはない（90条但書き）。

T. Kurita

12

## 権利既存の観念

- 民事訴訟においては、紛争の発生原因となっている当事者の過去の行為に民法など実体法が認めた法的効果は何かを判断するという形で紛争を解決することが原則である。
- この原則を強調していくと、権利は裁判以前に存在し、訴訟制度はそれを保護することを目的とし、裁判ではその存否を確認するにすぎないということになる（権利既存の観念）。

T. Kurita

13

## 経済活動の合理的計算可能性

- 権利既存の観念に対しては批判的な見解もある：「私権の実在性は、紛争解決のために下される判決において始めて形成される」
- しかし、権利既存の観念は、当事者が経済活動をなす時点において合理的な計算をなすことが理想であるという点に意味がある。
- ただし、合理的な計算のもとに一定の行動をした後の事情を考慮することが必要な紛争もあり、また、当事者の将来の幸福という視点から解決すべき紛争もある（家事事件や借地借家事件）。

T. Kurita

14

## 民事手続の4つの主要な部門

1. **判決手続** 対立当事者を関与させてその間の権利関係を確定することにより紛争を強制的に解決する手続
2. **執行手続・保全手続** 個別的な権利の事実的実現（金銭債権の取立て、所有権に基づく引渡など）を図る民事執行手続、及び、迅速な手続により当面必要とされる範囲で権利の仮の保護を図る民事保全手続。
3. **倒産処理手続** 債務の弁済に必要な資産を有しない債務者に対して行なわれる集団的債務処理手続。
4. **非訟事件手続** 私人の生活関係につき裁判所が簡易な方式でなす処分手続（非訟事件手続法に規定されている法人の解散・清算等に関する手続、家事審判法に規定されている後見開始の審判等の手続など）

T. Kurita

15

## 民事訴訟法に直接規定されている手続

- **判決手続**
- 判決手続外の手続
  1. 簡易な権利確認手続である**督促手続**（[382条](#)以下）
  2. 紛争の自主的解決手続である**起訴前の和解手続**（[275条](#)）

T. Kurita

16

## 民事手続の基本法としての民事訴訟法

- 民事訴訟は、対立当事者の主張を公平に聴いて裁判所が中立の立場から裁判をするという構成をとっており、この構成は、他の民事手続全般に共通する。そのため、各種の民事手続を定める法律において、「別段の定めがない場合には民事訴訟法を準用する」と定められていることが多い。例：
  1. 民事執行法20条、民事保全法7条
  2. 破産法108条、民事再生法19条、会社更生法16条
  3. 人事訴訟法、行政事件訴訟法7条
  4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律21条

T. Kurita

17

## 判決手続の概略

### 紛争の発生

- 訴え（[133条](#)）
- 審理（口頭弁論・対審）
  1. 弁論（[148条以下](#)）
  2. 証拠調べ（[179条以下](#)）
- 判決（[243条以下](#)）

T. Kurita

18

## 訴えの提起

- 処分権主義 訴えなければ裁判なし（[246条](#)・[261条](#)・[266条](#)・[267条](#)）。
- 訴え提起の方式
  1. 原則 管轄裁判所（[4条](#)・[5条](#)）に訴状を提出する（[133条](#)）。
  2. 例外 簡裁では口頭起訴も許される。調書に記録する（[271条](#)・[規則169条](#)）。
- 裁判長による訴状審査（[137条](#)）
- 被告への送達（[138条](#)・[98条](#)以下）

## 審理

- 弁論主義
- 双方審尋主義
- 公開主義（[憲82条](#)）
  
- 審理の計画（[147条の3](#)）
- 争点整理手続（[164条](#)以下）
- 事実の主張（[87条](#)） 訴訟資料（狭義）
- 証拠調べ（[179条](#)以下） 証拠資料
- 口頭弁論の終結（[243条](#)・[153条](#)）

## 判決

- 処分権主義 - 判決事項（[246条](#)）
- 自由心証主義（[247条](#)）
- 証明責任
- 直接主義（[249条](#)）
- 判決の不可撤回性
  
- 判決書の作成（[253条](#)）
- 判決の言渡し（[250条](#)）
- 送達（[255条](#)）